

2002年9月24日

国土交通省近畿地方整備局  
淀川水系流域委員会 委員各位  
淀川水系流域委員会猪名川部会 委員各位

社団法人 大阪自然環境保全協会

「淀川水系河川整備計画」において、国土交通省・余野川ダム建設などの  
余野川ダム事業を中止とする意見表明の要請

謹啓 淀川水系流域委員会ならびに同委員会猪名川部会の各委員におかれましては、国土交通省近畿地方整備局の策定する「淀川水系河川整備計画」に関する審議にご努力され、敬意を表します。

ご承知の通り、国土交通省が大阪府箕面市下止々呂美において進めている余野川ダム事業は「淀川水系河川整備計画」の対象となっています。

私たちは2001年12月以来、この事業が、治水面、利水面で必要性が乏しいうえ、さらに自然環境と財政に対する負荷がきわめて大きい事業であるため、淀川水系流域委員会ならびに同委員会猪名川部会委員の方々に、この事業を同計画に位置づけず中止とする意見を表明していただき、国土交通省・近畿地方整備局・猪名川総合開発工事事務所に具申していただきますよう要請してきました。

さて、2002年10月には淀川水系流域委員会が「最終提案」をされ、その後、近畿地方整備局が「河川整備計画原案」を作成しますが、その中で、余野川ダム事業を継続して位置付けることは、当局側の発言（9月12日）によって明白になっています。

これは、これまでの同委員会・同猪名川部会において、余野川ダム事業についてはほとんど審議されず、さらに「中間とりまとめ」には取り上げられていないにもかかわらず、当局が独断で事業を進めることを決め、同委員会・同部会をないがしろにしていると言うほかありません。

余野川ダムの利水面における不必要性は、別途、的確な指摘（意見）が「関西のダムと水道を考える会」から水需要管理WGに提出（2002年9月10日）され、また環境負荷面での不必要性は私たち7団体の要請書（2001年12月3日付）のとおりですが、治水面における不必要性について別紙のとおり再度指摘させていただきますので、今後の同委員会・同部会において、このダム事業を同計画に位置づけず中止とする意見を明確に表明されますよう要請致します。

謹白

## 【治水面からみた余野川ダムの不必要性】

### 1. 実態にそぐわないダム計画

近畿地方整備局に行政文書の開示を請求し公開された「猪名川流域治水計画策定資料」および「余野川ダム洪水調節計画策定資料」によると、両計画はいずれも30年前後も前である昭和40年代に策定されたものであり、余野川ダム事業は、その後の降雨や洪水の状況、河川改修の進捗などの要素を考慮せずに進められようとしています。これは、淀川水系流域委員会・各部会の「中間とりまとめ」でも述べられている、今後の目指すべき河川整備計画の在り方に反しています。

●こうした点については、猪名川と余野川は現況の河道形態になって以来、河道計画の変更を迫られるような深刻な水害を引き起こしたことはなく、疎通能力と堤防の安全性をさらに向上させる工事が行われているという状況があります。

●余野川は、猪名川への合流点まで一貫して築堤区間のない掘り込み河川で、河川が現況に整備されてきた過程で、長時間漫水のような深刻な水害を生じていません。

●余野川合流点から下流の猪名川は、合流点の直下流部の河積拡大工事が完工しています。それよりも下流は現況の河川に形を整えられて以来、破堤や、溢水に近い水位が記録されたことはなく、藻川分派点までの河川敷は広く、必要に応じて低水路の拡幅は容易に図れるため、一庫ダムと併せて河道内で洪水流を処理することは容易です。

### 2. やはり大きすぎる基本高水量

主な洪水は、昭和28年、35年、42年、47年、58年、平成元年、11年などと記録されています。

●余野川合流点の猪名川の基本高水毎秒3500トンに対して、既往最大洪水は昭和28年9月の毎秒約1650トンで、2.1倍にもなります。

その後、毎秒1400トンに迫る洪水が何回ありますが、ダムカット後の毎秒2300トンの計画高水ですら既往最大流量毎秒約1650トンの1.4倍もあり、基本高水は高すぎます。

●ダム計画時点までの流域平均最大日雨量の順位は、上記の既往最大流量を記録した昭和28年の142.2mmが8位で、1位・昭和35年の320mmと3位・昭和42年の176.2mmの流量は昭和28年よりも小さく、毎秒1360トンと1363トンで、昭和28年降雨が集中豪雨のであったことをうかがわせます。

●上記 3 降雨パターンを使った流出計算結果によると、昭和 28 年降雨パターンを用いた場合の毎秒 3500 トンは、他の 2 パターンを用いた場合の毎秒 2400 トンと 1800 トンとかけ離れた値です。これは上述のように、昭和 28 年降雨が集中豪雨の様相であったからと考えられます。

建設省の河川砂防技術基準案（いつまで経っても「案」ですが）では、基本高水は、算出した時間－流量関係群から、ピーク流量のカバー率が 60～80% の値が適当である旨が示唆されています。流出計算のモデル数が 3 件だけ示されているので、カバー率はあまり意味をもちませんが、基本高水は、毎秒 2400 トン程度に採るべきです。

●また、余野川ダムへの導水路計画地点の基本高水量は毎秒 260 トンと算出されていますが、この付近の河川の疎通能力は、川幅、川の深さ、河床の粗さ、川の曲がり方から見て、せいぜい毎秒 100 トン程度です。この計画流量では、導水路計画地点上流の河道に大幅な拡幅が必要になります。この計画高水も現実的な値とは言えません。

●余野川自体は猪名川合流点まで、掘り込み型の河川で余野川自身の洪水氾濫対策にダムは要らないはずですが、しかし、余野川下流部では、算出基本高水量は毎秒 400 トンを超えますので、この流量に対して建前上はダムが必要、になってしまいます。猪名川流域に占める余野川の流域面積は約 9% で、流路長も短く、猪名川の流量に占める余野川の役割は大きくないので、猪名川本川に対する余野川ダムの治水効果は高くありません。

### 3. ダム事業を中止し、総合治水の強力な推進を

これまで余野川ダム事業については、ほとんど審議されず、さらに「中間とりまとめ」には取り上げられていません。近畿地方整備局側によりますと（9月12日）、「河川整備計画原案」の作成にあたっては、上記のような過去の計画高水量や200年確率などの計画にとらわれないこととしながらも、猪名川部会で示された「壊滅的な被害を避ける」ために「ダムを」という短絡的な結論によって余野川ダム事業を進めることを、「河川整備計画原案」に盛り込む姿勢を見せています。同委員会・同部会は余野川ダム事業を中止する態度を表明すべきです。

●猪名川水系では昭和 45 年頃から河川整備が大規模に進められてきており、またかつての浸水原因である多田地域の塩川合流点付近と、余野川合流点上下流の疎通力向上工事が進んでいます。護岸や橋梁基礎工事は、昭和 40 年以前のものとは異なり、しっかりしたものが造られています。

●幅広い川では水深が少し大きくなると流量はそれに比例以上に増えます。猪名川では、かなり背の高い中州が目につきます。自然環境の立場からも、水環境に関わる川の自然を維持するため、こうした普段流れに曝されない、乾いた陸域を出水で冠水するようにすることがむしろ必要で、これらを除くすれば流下能力や河道貯留量はかなり増えます。

●猪名川の治水に対しては現行の改修計画を進め、洪水を深刻な水害としないように、破堤しない堤防への整備、調整池・遊水地・浸透設備・森林の涵養能の向上などの流出抑制、内水排除施設などの総合治水をより協力に進めるべきです。

(以 上)

2002年9月20日

国土交通省近畿地方整備局  
淀川水系流域委員会 委員各位  
淀川水系流域委員会猪名川部会 委員各位

社団法人 大阪自然環境保全協会

「淀川水系河川整備計画」に関する最終提案に向けてのご留意事項

謹啓 淀川水系流域委員会ならびに同委員会猪名川部会の各委員におかれましては、国土交通省近畿地方整備局の策定する「淀川水系河川整備計画」に関する審議にご努力されており、敬意を表します。

ご承知の通り、「淀川水系河川整備計画」に関する審議は、2002年10月24日、淀川水系流域委員会が「最終提案」をされる予定で、その後、近畿地方整備局が「河川整備計画原案」を提出します。

このため、私たちは、他の流域の河川整備計画原案を参考にするべく「由良川水系河川整備計画（原案）」を入手し、その内容を見ますと、「河川の整備の実施内容」（P28）など具体的な実施事業計画が盛り込まれています。

しかしながら、淀川水系流域委員会においては、「由良川水系河川整備計画（原案）」のような詳細な事項までは「中間とりまとめ」にはもちろん示されておらず、また「最終提案」にも盛り込まれないことは確実です（これは、なぜか「最終提案では具体施策は扱わない」とされていることなどが理由です）。

そこで、具体施策を示さない「最終提案」から、具体的な整備の実施内容を盛り込む「淀川水系河川整備計画」原案へと詳細化していくのは、当然ながら近畿地方整備局です。しかし、その過程で十分に考えられるのは、近畿地方整備局が旧来の方針を踏襲し極めて行政的に原案を作成し、流域委員会の審議を汲まない内容とし、河川法改正の理念などが反映されなくなってしまうことです。いわば“民意を取り入れない官主導”です。

この危惧は、当局側が9月12日のこの時期に、余野川ダム事業を継続して進めることを原案に盛り込む旨の発言を、当協会側に行っていることをみても当然と言えます。

各委員におかれましては、こうした状況に十分に配慮されて今後の委員会・部会に臨まれ、河川法改正の精神さらには流域委員会のこれまでの有意義な審議内容を「淀川水系河川整備計画」に反映されますよう、宜しくお願い申し上げます。

謹白

水需要管理に関して精力的に検討され、厚くお礼申し上げます。H14.9.12開催された第14回委員会に於いて配布された資料1-3を拝読し、私の意見を述べさせていただきます。

### 1) 実態の把握と水利権の抜本的見直し

WGでも委員各位からすでに指摘されていますが、添付資料は高槻市のH12年度給水量の月別の推移と一日最大・最小給水量の時間別実績です。このデータは大阪府下の一都市の、しかもH12年度のデータなので、これを流域委員会の対象全域について、単年度ではなく少なくとも過去5~10年のデータを把握される必要があるのではないのでしょうか。

当然農業用水、水道用水(上水・工業用)別に把握する必要があります。

特に慣行水利権については実態把握が難しいようですが、田圃がわずかしかなかった地区でも(環境維持用水として取水していることは事実なので)単純に過去の耕作面積と現在の耕作面積の比率で水利権を返上してもらうことは出来ません。このことは農業用の許可水利権も同じです。しかし水利権が「10年に一度の渇水を想定した水量」(資料1-3 p13の滋賀県の例)とすれば、水利権を年間取水量ベースに変更することによって解決する道があるのではないかと考えられます。と言うのは最も取水量の多い代かき期と上水用や工業用の取水のピークが重ならないかもしれないからです。万一重なった場合は、企業に協力を仰いでこの時期の取水を制限してもらうなど、事前に話し合いの上合意していただく方法もあるのではないかと考えられます。

いずれにしても現在の水利権が個別に“最大量”を算出し、それを積み上げることになっているのが“最大の問題”なので、これを年間取水量ベースとすべきではないのでしょうか。(勿論ピークが重なることも有り得るので、実態把握と問題点にいかに対処すべきか、あらかじめ検討しておくことは不可欠です)

### 2) “水余り”と琵琶湖の水位について

大阪府営水道は(淀川から水道用としている水道事業者取水量の約56%強のシェアを占める)目標年度H22年の『大阪府広域的水道整備計画』を策定していますが、私はこれを分析し結論としてこの計画は全く不要であることを明らかにし、9/20淀川委員会・地域対話集会で発表させていただきました。これに大阪市、阪神水道などの“水余り”を加えると膨大な水量となります。また工業用水道も大阪府だけでも約30万M<sup>3</sup>/日の“水余り”の現状と今後の産業界の動向を勘案すると、将来20~30年の間、需要が増大するとは考えられません。同様のことが大阪市、大阪臨海、尼崎市についても言えます。農業用水も代かき期でも水利権を100%使っているとは考えられません。そして(残念ながら)残された農地が今後減ることはあっても増加することを期待できないのではないのでしょうか。

ところで去る9/20滋賀県の水産関係の方がわざわざ枚方まで来られて「最近琵琶湖の水位が基準水位マイナス75cmとなり、淡水真珠のほ母貝が壊滅的打撃を受けた」と訴えられました。そこで記憶に新しいH6年(琵琶湖の水位は基準水位マイナス123cmとなった)に於いて、上記の水道・工業用水や農業用水が全て100%取水していたらどうなっていたのでしょうか。ひょっとしたら琵琶湖の水位はマイナス150cmを突破していたのではないのでしょうか。

(真剣に節水に努めなかったことを反省しています。)

だからと言ってこれ以上ダム開発は止めなければなりません。そして既に認可されている水利権を100%行使されたら大変なことになることをよく認識して平常時の水需要管理を実現して行くべきだと考えます。

### 3) その他

WGの討論の中で私が気になったことを2~3指摘させていただきます。

#### ①節水型トイレ

「節水型トイレも下水の処理施設も技術革新が行われており、行政の基準が現状に追いつい

ていない部分がある、随時更新することが大切で」私もTOTOの節水型トイレを使用中ですが「衛生的に排泄物が流れて」います。ハイタンクの容量が15L、ロータンクでも13Lだった頃の“洗い落とし式便器”の方が、洗浄性能が悪かったと断言できます。

今年の6月8日朝日新聞に掲載された節水便器に関する記事のCOPYを添付しておきます。

#### ②個人レベルの節水

一人当たりの生活用水の増加要因は、トイレの水洗化、自家用風呂の普及、世帯の細分化の三つと言えます。しかし行政は今まで水の浪費を放任して来たばかりか、料金収入が減るという理由で節水に対して大阪市などは拒絶反応を示しました。それに対して福岡市では節水施策（節水機器の普及促進、節水意識の浸透、大形建築物の節水対策、配水管の水圧コントロールなど）により、生活用水は約1割、業務営業用水は約3割削減されたと言われています。この事実を勘案すると、これに節水型料金体系を導入すれば生活用水の2～3割の削減は実現できるのではないのでしょうか。

#### ③水需要予測と経済成長の予測

両者は全く無関係ではないが、問題は“中身”だと思います。用水型工業の7業種は、鉄鋼業・紙パルプ工業・化学工業・繊維工業・食料品製造業・非鉄金属製造業・石油石炭製品製造業で、その水需要は全国で'73年3620万M<sup>3</sup>/日が'88年には2850万M<sup>3</sup>/日と15年間に770万M<sup>3</sup>/日も減少しています。これは用水型工業製品の生産量が大幅に減ったのではなく、むしろ用水原単位が大幅に減少したためだと言われています。

しかし今後用水原単位がさらに下がることも期待できないが、用水型工業も成長を期待できないと考えられます。今後期待されているITにしてもほとんど水需要とは無縁です。

経済成長＝水需要増大の公式は成立しなくなったことを確認したいと考えます。

#### ④節水を妨げる最大の阻害要因

過去と現在進行中の利水事業者の過大な水需要予測と、予測に基ずく水資源開発が「節水を妨げる最大の阻害要因」だと考えます。特に水道の場合は水源開発に要する膨大な投資を“受益者負担”つまりツケを市民に回せるからです。大阪市が節水に冷淡なのは、市民に水をジャブジャブ使ってもらわないと、琵琶湖総合開発に参画して償還しつつある資金（元利合計は約1000億円）を回収できなくなるからだと思われます。大阪府営水道はH12・10・1市町村に対する給水料金を値上げしましたが、その理由として高度処理に伴うコストアップと日吉ダム建設事業の負担増大を挙げています。このまま大阪府が水源開発（丹生ダム、大戸川ダム、安威川ダムなど）を続けると、個人レベルで節水しても“建設事業の負担”はさらに増えるから、水道料金は値上げされることになるでしょう。

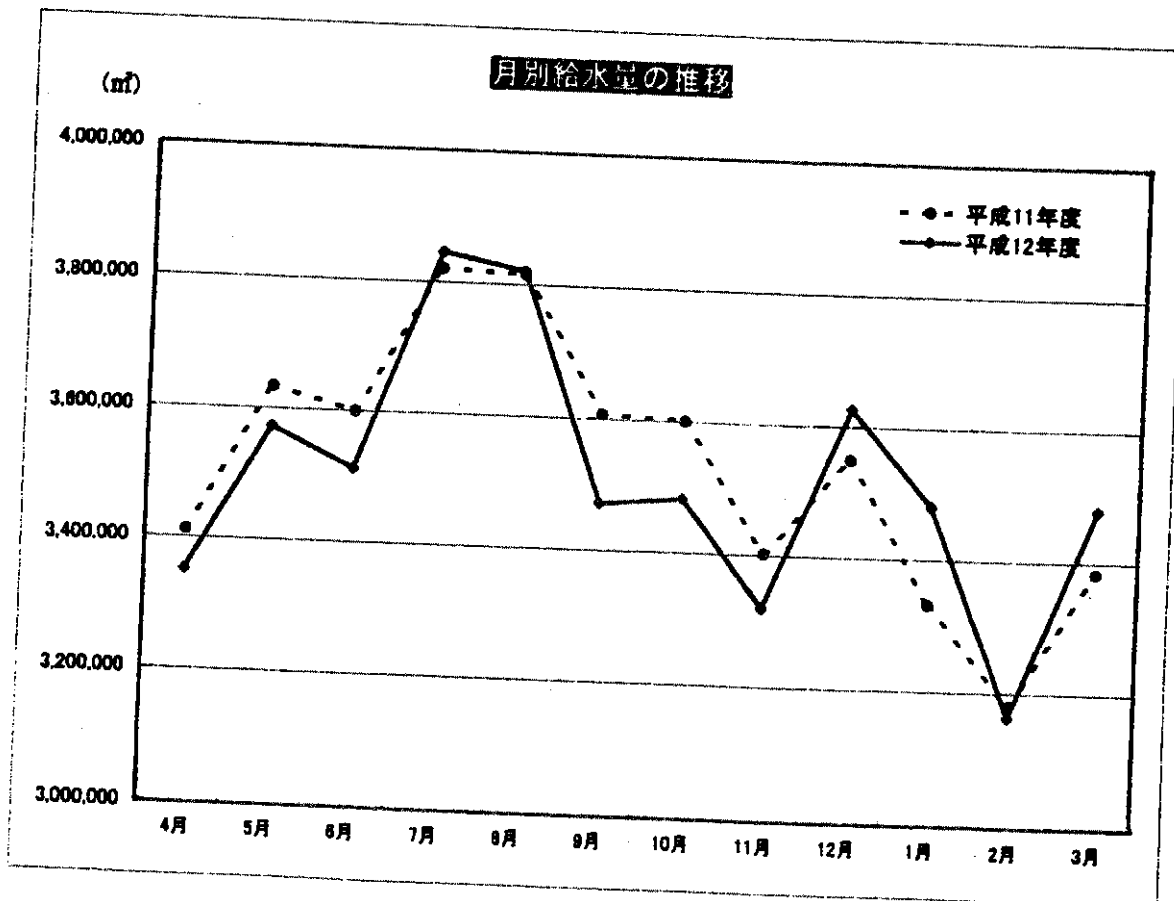
“受益者負担”という気楽な稼業をこのまま許してよいのかどうか（河川監理者の守備範囲ではなくても）問題点として取り上げるべきではないのでしょうか。

工業用水を使っている企業の場合は、節水することが自社の利益となるインセンティブが働きます。原単位が劇的に減ったのはここに理由があると考えます。

夢のような提案ですが、CO<sub>2</sub>排出権取引の様に「水利権取引市場」を作ってみたらどうなんでしょうか。“売り”ばかりで“買い”がないかもしれません。

1 月別給水状況

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
4月	3,451,916	3,421,562	3,436,695	3,411,880	3,351,222
5月	3,641,468	3,583,788	3,581,429	3,633,279	3,572,425
6月	3,666,447	3,619,399	3,574,528	3,599,173	3,511,759
7月	4,058,480	3,823,864	3,905,872	3,820,310	3,845,728
8月	3,999,767	3,837,023	3,839,566	3,815,430	3,820,135
9月	3,655,216	3,572,381	3,604,640	3,607,166	3,471,983
10月	3,672,066	3,565,999	3,601,909	3,600,683	3,482,273
11月	3,452,589	3,497,407	3,413,784	3,402,260	3,319,717
12月	3,599,732	3,637,032	3,555,474	3,549,581	3,626,979
1月	3,422,511	3,464,259	3,401,117	3,331,450	3,480,840
2月	3,152,895	3,152,166	3,125,800	3,179,963	3,163,376
3月	3,462,296	3,511,905	3,427,970	3,383,208	3,478,943
合計	43,235,383	42,686,785	42,468,784	42,334,383	42,125,380
すう勢比 8年度=100	100	99	98	98	97



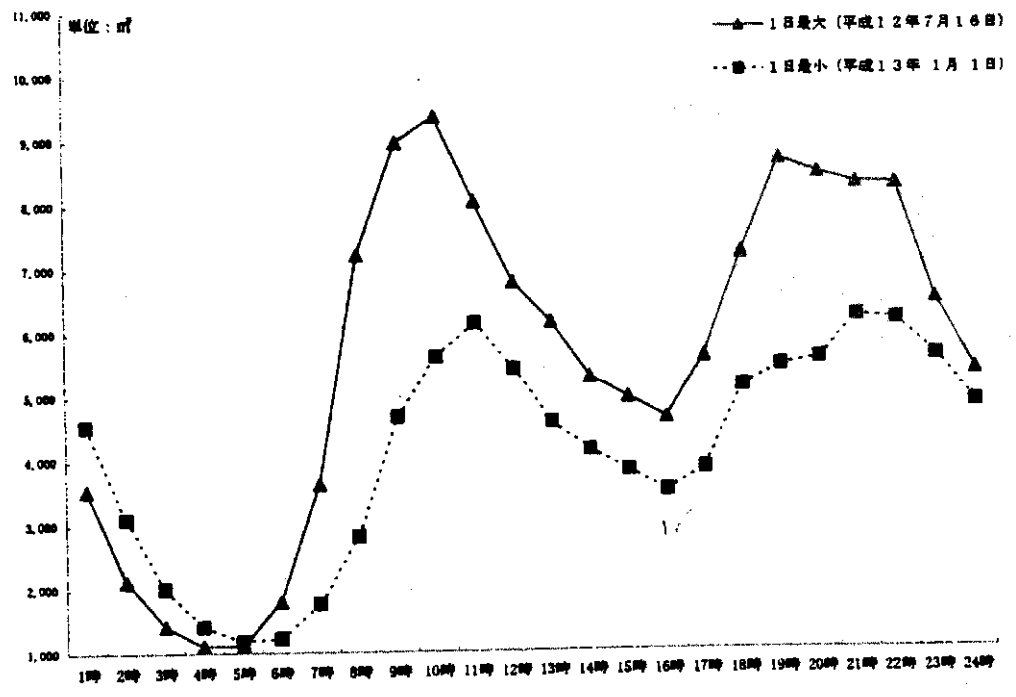


6 1日最大・最小給水量の時間別給水量

(単位: m<sup>3</sup>)

時間	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	—
1日最大	3,547	2,126	1,426	1,109	1,109	1,800	3,635	7,223	8,964	9,364	8,041	6,777	—
1日最小	4,547	3,099	2,009	1,414	1,182	1,224	1,766	2,817	4,681	5,619	6,142	5,418	—
時間	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	合計
1日最大	6,148	5,276	4,950	4,628	5,592	7,207	8,652	8,435	8,281	8,267	6,470	5,363	134,390
1日最小	4,573	4,132	3,812	3,493	3,837	5,120	5,441	5,545	6,206	6,153	5,586	4,844	98,660

家上水道のみ



7 給水人口1人当り水量

(とう勢比: 8年度=100)

年度	項目	給水量(m <sup>3</sup> )		有収水量(m <sup>3</sup> )		料金収入(円)		1日最大給水量(ℓ)		1日平均給水量(ℓ)	
		総給水量	1人当り	総有収水量	1人当り	総収入	1人当り	最大値	100%	最大値	100%
平成8年度		118.84	100.0	114.35	100.0	19,864	100.0	396	100.0	325	100.0
平成9年度		117.38	98.8	112.93	98.8	19,038	95.8	391	98.7	321	98.8
平成10年度		117.39	98.8	112.78	98.6	18,716	94.2	386	97.5	321	98.8
平成11年度		117.75	99.1	112.53	98.4	18,626	93.8	424	107.1	322	99.1
平成12年度		117.76	99.1	112.52	98.4	18,507	93.2	376	94.9	322	99.1



---

先に水質問題に関して私の意見をお送り致しましたが、後から見直してみると論点が不十分なので、あらためて提言致します。

### 1) 環境水質基準

“釈迦に説法”ですが、ここで環境水質基準がどのように規定されているか“オサライ”しておきます。

#### ①人の健康の保護に関する「環境基準項目」および「要監視項目」：全公共用水域に適用

※この項目はあくまでも“人の健康の保護”のみを前提としていて、生き物を配慮していないので、魚がその体内で4000倍に濃縮するといわれるCNP（農薬）も、濃縮した魚を食べた人は（間接的にCNPを摂取したのだから）運が悪かったのであって、結果として発癌リスクが高まるかもしれないと識者から指摘されている。

#### ②生活環境の保全に関する環境基準

②-1 河川：六つの類型別にPH、BOD、SS、DO、大腸菌群数が規定されている。

②-2 湖沼：四つの類型別に河川と同じ項目がある。それとは別に五つの類型別に全窒素全磷の項目が規定されている。

なお海域は割愛する。

### 2) 環境水質基準の問題点

先に指摘した通り環境水質基準には生物毒性は全く配慮されていません。しかも各種の排水水質基準は、この環境水質基準に連動して設定されることがあるので、不満足な内容となります。三川合流から下流の淀川には（類型=B）浄水場が多数ありますが、原水の水質はPH、BOD、SS、DO、大腸菌群数とわずか5項目しか規定されていないこととなります。他方浄水場では水道水質基準をクリアするため過マンガン酸カリウム消費量（これは乖離してはいますが、ある程度BODで判断可能）、マンガン、（カビ臭の原因となる）2-メチルイソボルネオールやジェオスミン、アンモニア性窒素などの除去に苦慮しています。この実態を考慮すると（仮称）水道水源の水質保全法を制定するか、環境水質基準の類型とその基準を全面的に見直す必要があるのではないのでしょうか。

またいわば“人造湖”であるダムは（湖沼に準じて水質を“測定”したり、深層ばっき施設などで水質改善にトライしている例もありますが）正式には全窒素も全磷も、或いはBODなども規定されていないようです。特にカビ臭の原因物質を生成するアオコは富栄養化が原因とされているのですから、ダムについても明確に規定すべきではないのでしょうか。さらにダムの“製造者責任”で水質保全を義務づける必要があるのではないのでしょうか。

### 3) 管理責任

各種の排水基準にも問題点が多いが、最大の問題は誰が環境水質基準を守る責任があるのか曖昧なことではないのでしょうか。特に淀川のBOD負荷の約70%は生活排水とのことなので、河川管理者としても、これを放置しておくべきではないと考えます。

特に下水道未整備地区で、単独浄化槽を利用している場合は（トイレ汚水よりもBOD負荷の高い）台所排水を含む雑排水が未処理のまま放流されており、トイレ汚水を“浄化”している単独浄化槽の放流水質はBOD90mg/Lとよくないのだから、関係市町村の環境担当部門や下水道担当部門に「淀川に放流する排水の水質」の改善計画の策定を申し入れるべきだと考えます。（下水道未整備地区の非水洗住宅は、尿尿を別途尿尿処理場で浄化しているので、単独浄化槽利用住宅よりは“マジ”と言えるものの雑排水は垂れ流しなのだから50歩100歩と言えましょう。）下水道の100%普及まで手をこまねいて待つことは出来ません。

なお淀川に放流している下水処理場の水質を河川管理者としても定期的に測定すべきだし、最近汚濁が進みNH<sub>4</sub>-N汚濁の主因とみられる木津川流域にもメスを入れる必要があるのではないかと考えます。竊殿の高水敷の切り下げと、水位変動操作によるヨシ原の冠水も水質浄化に寄与してくれると考えます。